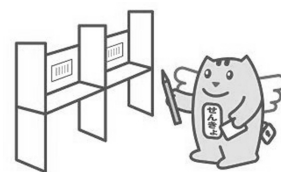
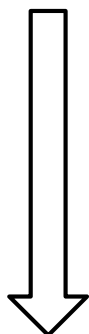


滞在地での不在者投票の手続き

(大牟田市の有権者が他の市町村で投票する場合)



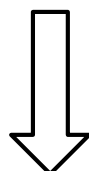
選挙人



大牟田市選管



選挙人



滞在地選管



大牟田市選管

「不在者投票請求書・宣誓書」に**本人が記入し**、大牟田市選挙管理委員会に提出してください（病気やけが等で本人が記入できない場合はご相談ください）。請求書は大牟田市ホームページや最寄りの市町村の選挙管理委員会でも入手できます。

「不在者投票請求書・宣誓書」に記入した場合の提出方法は、本人または代理人による持参か郵送に限ります。FAX や電子メールでは受け付けません。

また、上記のほかマイナポータルぴったりサービスによる電子申請も可能です。

※投票用紙等の請求は、公示日または告示日の前でもできます。

請求書を受け付けて審査をした後、①**投票用紙** ②**不在者投票用封筒** ③**不在者投票証明書**を選挙人の滞在先住所に郵送します。

受け取られたら、①②③の入った封筒は開封せずに、最寄りの市町村の選挙管理委員会が設けている不在者投票所に持参し、投票してください。**特に、③の不在者投票証明書の入った封筒は、絶対に開封しないでください（事前に開封すると不在者投票ができなくなります）。**

不在者投票ができる場所や受け付け時間などは、市町村によって異なりますので、事前に滞在先の選挙管理委員会に尋ねてください。

記入済みの投票用紙は、滞在先の選挙管理委員会から大牟田市選挙管理委員会へ送付されます。投票用紙は二重の封筒に入れて封をしますので、投票の秘密は守られます。

届いた投票用紙は、投票日当日に、他の票と混同して投函されます。



やりとりに時間がかかるので、
早めの手続きをお願いします。

【問合せ】

大牟田市選挙管理委員会事務局

〒836-8666 大牟田市有明町 2-3

☎0944 (41) 2882